

## ばれいしょ・てん菜生産基盤強化事業

### 第1 事業の内容

本事業は、持続的な畑作営農の確立に向けて、バランスのとれた適切な輪作体系の構築に取り組む産地におけるばれいしょ及びてん菜の生産構造転換を推進するため、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

#### 1 生産構造転換重点支援

ばれいしょ及びてん菜の生産構造転換を図るための省力化やコスト低減等の生産性向上に資する栽培技術等を新たに導入する取組。

#### 2 生産構造転換重点推進支援

1 の栽培技術等の向上に対する取組。

### 第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 特定農業法人及び特定農業団体

エ その他農業者の組織する団体

(4) 協議会（以下の要件を全て満たしていること。）

ア 農業関係団体、農業者等により構成されていること。なお、地域農業再生協議会等の既存の協議会であってもよい。

イ 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

ウ 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 事業実施主体は実施要領第3に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする

1 の（3）のウ及びエの場合、受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者5名以上であること。

3 実施要領第5の1の（4）において定めるチェックシートについては、1の（3）

は別記様式第 10 号－1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第 10 号－4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

### 第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

#### 1 対象となる作物の範囲

本事業の対象とする作物は、取組ごとに次に掲げるものとする。

##### （1）生産構造転換重点支援

ア 第4の2の（1）のアの（ア）から（ウ）までの取組  
でん粉原料用ばれいしょとする。

イ 第4の2の（1）のアの（エ）及び（オ）の取組  
てん菜（「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」（令和4年12月20日農林水産省公表）に沿った取組を行っている地域に限る。）とする。

##### （2）生産構造転換重点推進支援

でん粉原料用ばれいしょとする。

#### 2 成果目標

成果目標は、取り組む作物ごとに次に掲げる目標のいずれか1つを設定すること。

- ・事業実施地区又は事業取組者（以下「事業実施地区等」という。）におけるてん菜又はでん粉原料用ばれいしょの10a当たりの労働時間を3.0%以上削減
- ・事業実施地区等の輪作体系におけるでん粉原料用ばれいしょの導入比率を直近4年間の平均と比較して2.0ポイント以上増加
- ・事業実施地区等におけるでん粉原料用ばれいしょの作付面積を直近4年間の平均と比較して3.0%以上増加
- ・事業実施地区等におけるでん粉原料用ばれいしょの10a当たりの単収が直近の3年の平均と比較して2.0%以上向上
- ・事業実施地区等におけるでん粉原料用ばれいしょのライマン価を直近の3年の平均と比較して0.1ポイント以上増加
- ・事業実施地区等におけるてん菜の作付面積のうち直播栽培の割合を50.0%以上とする、又は10.0ポイント以上増加
- ・事業実施地区等におけるてん菜の作付面積のうち、褐斑病抵抗性「強」以上を有する品種の導入割合を50.0%以上とする、又は10.0ポイント以上増加
- ・事業実施地区等におけるてん菜の作付面積のうち、直近年と比較して、褐斑病に対しより強い抵抗性を有する品種の導入割合を5.0ポイント以上増加
- ・事業実施地区等におけるてん菜の糖度を直近の3年の平均と比較して0.1ポイント以上増加
- ・事業実施地区等におけるてん菜の褐斑病の新規発生率を10.0%以下に抑制
- ・事業実施地区等におけるてん菜の褐斑病の被害発生率を直近の被害発生年と比較して5.0ポイント以上削減

#### 3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

#### 第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

##### 1 輪作計画の作成

事業実施主体は、事業実施地区等における、でん粉原料用ばれいしょ又はてん菜を含めた持続的な輪作体系の構築に向けた取組方針等について記載した計画（以下「輪作計画」という。）を作成し、事業実施計画書に記載すること。

##### 2 補助対象の取組、経費、補助率等

###### （1）生産構造転換重点支援

ア 以下に掲げる、ばれいしょ又はてん菜の生産構造転換の取組に対して、取組面積に応じて支援。

###### （ア）ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種等の導入

ジャガイモシストセンチュウ（以下「Gr」という。）、ジャガイモシロシストセンチュウ（以下「Gp」という。）及びばれいしょの主要病害虫に対し「中」以上の抵抗性を有する品種を新たに導入する取組。

###### （イ）疎植栽培の導入

生産性向上及びコスト低減に向け、疎植栽培技術を新たに導入する取組。なお、当該技術は試験研究機関等によりその有効性が科学的に示されたものであること。

###### （ウ）ジャガイモシストセンチュウ類対抗植物の導入

ジャガイモシストセンチュウ類への防除に向け、ジャガイモシストセンチュウ類対抗植物による防除技術を新たに導入する取組。なお、当該技術は試験研究機関等によりその有効性が科学的に示されたものであることとし、対象となる場合は輪作の中で、でん粉原料用ばれいしょの作付けを行う目的とするものに限る。

###### （エ）褐斑病抵抗品種の導入

直近年と比較して、褐斑病に対しより強い抵抗性を有する品種を、新たに導入する取組。

###### （オ）直播栽培の導入

イ 補助対象面積は、事業実施年度における事業取組者の取組面積のうち、前年度からの増加分とする。ただし、（2）の取組面積と重複して申請できないものとする。

ウ 補助率は、以下のとおりとする。

###### （ア）Gr 抵抗性品種等の導入

ア Gr 抵抗性のみを有する品種を新たに導入する場合、10a当たり 3,000 円とする。

イ Gr 抵抗性に加えて、Gp 抵抗性又はばれいしょの主要な病害虫の 1 つ以上に

「中」以上の抵抗性（以下「複合病害抵抗性」という。）を有する品種を新たに導入する場合、10a当たり5,000円とする。

ただし、Gr抵抗性のみを有する品種から複合病害抵抗性を有する品種（Gp抵抗性を有するものを除く。）へ転換する面積については10a当たり2,000円とする。

c Gr抵抗性を有する品種（複合病害抵抗性を有する品種を含む。ただし、Gp抵抗性を有するものを除く。）からGp抵抗性を有する品種へ転換する面積については、10a当たり3,000円とする。

（イ）疎植栽培の導入

10a当たり3,000円とする。

（ウ）ジャガイモシストセンチュウ類対抗植物の導入

10a当たり5,000円とする。

（エ）褐斑病抵抗品種の導入

a 「中」の褐斑病抵抗性を有する品種の場合、10a当たり1,000円とする。

b 「やや強」の褐斑病抵抗性を有する品種の場合、10a当たり2,000円とする。

c 「強」の褐斑病抵抗性を有する品種の場合、10a当たり3,000円とする。

d 「かなり強」以上の褐斑病抵抗性を有する品種の場合、10a当たり5,000円とする。

（オ）直播栽培の導入

10a当たり3,000円とする。

（2）生産構造転換重点推進支援

ア でん粉原料用ばれいしょの生産性向上に向けて、次に掲げる取組について、技術講習会や技術指導等の栽培技術の向上に事業実施地区単位で取り組む場合、取組面積に応じて支援。

（ア）Gr抵抗性品種等の栽培技術の向上に向けた取組

Gr抵抗性を有する品種（複合病害抵抗性を有する品種を含む）を対象とした、地域の環境条件に応じた栽培技術の向上、最適化に向けた産地の取組を支援。

（イ）疎植栽培技術の向上に向けた取組

疎植栽培の推進に当たって、地域の環境条件に応じた栽培技術の向上、最適化に向けた産地の取組を支援。

イ 補助対象面積は、事業実施地区において、アの（ア）又は（イ）に取り組む事業取組者の事業実施年度における取組面積であって、かつ、当該栽培技術向上の方法が事業実施地区において新たに取り組む内容であることとする。ただし、

（1）の取組面積と重複して申請できないものとする。

ウ 補助率は、以下のとおりとする。

（ア）Gr抵抗性品種等の栽培技術の向上に向けた取組

10a当たり2,000円とする。

（イ）疎植栽培技術の向上に向けた取組

10a 当たり 1,500 円とする。

エ 栽培技術等の向上に向けた取組に当たっては、試験研究機関又は普及組織等関係機関の適切な指導に基づき実施するものとする。

(3) 次に掲げる取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

(4) 実施要領第6の3に関して、本事業については、輪作計画の作成に向けた調整作業や技術の導入に向けた準備等に時間を要し、かつ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

## 第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、需要に応じた持続的な畑作物生産体系の確立に向けた取組を継続することとする。